

見附市告示第156号

見附市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年12月1日

見附市長 稲田 亮

見附市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）実施要綱の一部を改正する要綱

見附市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）実施要綱（令和3年見附市告示第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1年」を「6月以上1年以内」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。